

出席停止にならない場合でも、同様の扱い（校長が出席しなくてもよいと認めた日）とできる場合があります

作成：札幌市教育委員会教育課附担当課

出席停止	子どもが学校に登校してはならない日 ⇒保護者は子どもを登校させることができません。
校長が出席しなくてもよいと認めた日	子どもや保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した日 ⇒登校することができる日ではありますが、 <u>指導要録上、欠席扱いとしないことができます。</u> ただし、学校と家庭が連絡を取り合い、事前に状況を把握することが前提となります。

	出席停止	校長が出席しなくてもよいと認めた日	
対 象 例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人、または同居家族に風邪等の症状がある場合 ○ 新型コロナウイルスによる 陽性または濃厚接触者となった場合 ○ 学級閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染に対する不安がある場合の欠席 ○ 基礎疾患があるなどの理由から、感染を避けるための欠席 ○ 新型コロナウイルス ワクチン接種をする場合の欠席 	
出席簿の記録	出席停止	小中学校	高等学校
		欠 席	出席停止・忌引き等の日数
指導要録の記録 <small>(調査書、証明書等に使用する日数)</small>	出席停止・忌引き等の日数		
	<small>※「校長が出席しなくてもよいと認めた日」は「等」に当たります。</small>		

- ・ いずれの場合も、学校と家庭が連携・協力のもと、オンラインなども活用しながら、可能な学習支援を進めることが大切です。
- ・ オンラインの積極的な活用に加え、個別に補習をするなど、きめ細かい支援により、学びの質を高める工夫が必要です。

小中学校においては、さっぽろっ子学習サポートシステム等の学習課題に取り組み、学校が学習状況を把握し、評価することで、指導要録上の出席扱いが可能。